

スポーツにおける「勝利至上主義」と身体観

—「制御可能性の身体」から「制御不可能性の身体」の方へ—

佐 藤 陽

はじめに

本稿の中核にある主張は次の通りである。すなわち、スポーツにおける「勝利至上主義」の問題は、スポーツ実践者が自らの精神によって自らの身体をコントロールできるものと見なす「制御可能性の身体」観と共犯関係を結びながら発生しており、その問題を克服するには、「制御不可能性の身体」観という新たな身体観を育んでいく必要がある、というのが本稿の主張である。以下では本論に入る前に、本稿にとって重要な二つの論点である身体観および「勝利至上主義」の議論について、本稿の展開に関わる前提を提示する。またその前提を踏まえて、本稿の主張を論証することの意義についても言及する。

本稿にとって第一に重要な論点は、身体観についての議論である。これはスポーツをするうえで、あるいは生きるうえで、身体をどのようなものとして見なし扱うか、という問いに関わる議論である。そして、この議論にとって重要な論点の一つに、精神と身体の関係性という問題がある。この問題に取り組んだスピノザについて論じる際、ドゥルーズは「身体をモデルにとりたまえというスピノザは、それによって何を言おうとしているのだろう」(Deleuze 1981=2002: 29=34)と問いかける。ドゥルーズがこのように問いかけるのは、身体がもっている未知の豊かさを提示すると同時に、私たちの精神が身体に対して優位であるという暗黙の了解を問い直し、精神と身体の関係性¹⁾を再考するためである。その問い直しにこそスピノザの思想の一つの特徴が見えるのだが、スピノザが提起する精神と身体の関係性という問題は、本稿が主として検討する体育学・スポーツ哲学領域における議論にとっても重要な論点である。例えば滝沢は、日本における身体観の歴史的な変化を追うなかで、身体を「道具」や「商品」として見る傾向がある現代の身体観に対し、日本旧来の身体観として「心身一如観という思

想」があったと論じた(滝沢 2006)。ここで滝沢が指摘する日本旧来の身体観は、「心身一元論」者として形容されることもあるスピノザの思想と重なり合う部分をもつ発想である。この点を踏まえれば、スピノザが取り組んだ精神と身体の関係性という問題は、体育学・スポーツ哲学領域の議論にとっても、軽視できない論点の一つであるということが出来るだろう。

加えて、本稿にとって第二の重要な論点として「勝利至上主義」についての議論がある。スポーツにおける「勝利至上主義」とは、文字通り勝利を至上のものとする考え方に関わっているのだが、「勝利至上主義」のより厳密な定義や是非については、特に体育学・スポーツ哲学領域において活発に議論が展開されている。「勝利至上主義」についての先行研究は、以降の第一節にて中心的に整理するためここでは簡易な言及に留めるが、ここで予め示しておきたいのは、本稿が「勝利至上主義」を乗り越えるべきと主張する立場を取るということである。その背景には、競技スポーツ界において、暴力や体罰、ハラスメント、ドーピング等の不正行為といったトラブルの頻発が問題視されており、「勝利至上主義」は、そのような倫理的トラブルの要因の一つとして指摘されるケースが多いという状況がある(安永ほか 2022)。本稿はこの状況認識を引き受けた上で、倫理的トラブルが発生する要因の一つとして機能している「勝利至上主義」を乗り越えるべく議論を展開する。

ここまで、本稿の議論を進めていくうえでの前提を提示したが、本稿の独自性および冒頭に示した主張を論証する意義についても予め言及しておく。まず本稿の独自性は、身体観についての議論と「勝利至上主義」についての議論という二つの論点を結び付けて論じるところにある。前提として、この二つの論点はいずれも体育学・スポーツ哲学の領域で盛んに議論されてきた一方で、両者は切り離された仕

方で議論されてきた経緯がある。この状況を受け本稿は、これまで切り離されて論じられがちであった身体観についての議論と「勝利至上主義」に関する議論とを結び付けて論じることで、体育学・スポーツ哲学の領域やスポーツ実践の場において共有されているある一つの身体観（「制御可能性の身体」観）が、「勝利至上主義」の問題が発生してしまう根底の原因として機能している可能性を指摘するとともに、「勝利至上主義」を乗り越えるためには、新たな身体観（「制御不可能性の身体」観）を構想する必要があると主張する。また、この主張を論証することで期待される意義は、「勝利至上主義」に関する議論と身体観の議論を結び付けて論じることの重要性を示すことで、「勝利至上主義」の議論に新たな方向性を開くことである。加えて本稿は、この主張について論じていく過程で、「勝利至上主義」に関する先行研究を「制御可能性の身体」との関係で整理するとともに、「制御不可能性の身体」に通ずる先行研究をドゥルーズのスピノザ論との関係の観点から整理して読み進めていく。「制御可能性」と「制御不可能性」という区分けに即した先行研究の整理は、体育学・スポーツ哲学領域の議論を読み直すための新たな視点を提供するという点において、一定の学術的価値が認められるものであるだろう。

以降の本稿では、以下の流れで議論を展開する。第一節では、「勝利至上主義」に関する先行研究を整理し、「勝利至上主義」に関するこれまでの議論の主な論点として、体罰・暴力問題との関係、スポーツの手段化という問題との関係、根性論に代表される精神主義的な傾向との関係の三点を挙げる。そのうえで、これら三つの論点すべてが、スポーツ実践者の精神に自らの身体を制御するよう求める「制御可能性の身体」観を、暗黙のうちに前提視していることについて論じ、「勝利至上主義」の問題が生じるにあたって、体育学・スポーツ哲学領域やスポーツ実践の現場で広く共有されている「制御可能性の身体」観が、共犯的な仕方でも機能していることを示す。続く第二節では、「勝利至上主義」の問題を克服するためには「制御可能性の身体」を「制御不可能性の身体」に置き換えていくことが必要であると論じる。その過程では、体育学・スポーツ哲学の領域で「制御不可能性の身体」に通ずる議論を展開した三人の論者の先行研究を整理したうえで、その三人の議論が共通して、ドゥルーズのスピノザ論との類似性をもっ

ていることを説明する。この作業を通じて「制御不可能性の身体」は「理解不可能性」と「要素還元不可能性」という二つの性質によって説明づけられることになるだろう。そして最後に、「制御不可能性の身体」についての説明を踏まえて「勝利至上主義」に関する議論を捉え直すことには一定の意義が認められ得ることを述べたうえで、スピノザの思想を念頭に組み立てられた実践的なトレーニング理論である、戦術的ピリオダイゼーションとエコロジカル・トレーニングについても言及する。

第一節 「勝利至上主義」と「制御可能性の身体」との共犯関係

（１）「勝利至上主義」についての先行研究

勝利のためには手段を選ばず。本稿が主題の一つとする「勝利至上主義」について、例えば関は上述の命題をもって説明している（関 2020）。他方で、「勝利至上主義」という用語は、「論者が厳密な定義を行わず、その意味内容については曖昧さを残したまま使用されるケースが多い」ともされている（高峰・友添 2014：75）。以上を踏まえると、「勝利至上主義」に関する議論が多様かつ複雑に構成されている状況をうかがうことができ、それを整理し尽くすことには一定の困難が伴うのだが、とはいえ先行研究から主要な論点を絞って列挙することは可能である。そこで本稿では「勝利至上主義」についての主要な論点を三つに整理して議論を進める。一つ目の論点は、体罰やハラスメント批判の文脈だ。競技スポーツ界において、暴力や体罰、ハラスメント、ドーピング等の不正行為といったトラブルの頻発は近年よりいっそう問題視されており、「勝利至上主義」は、そのような倫理的なトラブルの背景や要因の一つとして指摘されることがしばしばある（安永ほか 2022）。これらの倫理的トラブルのなかでも体罰の問題に焦点化すると、とりわけ運動部活動の中での体罰容認論が、体育学研究のなかでは問題視され続けてきている。例えば体罰経験のある学生に対して意識調査を実施した研究は、自身が受けた体罰について容認的な態度を取り、また将来に体育教師として自身が体罰を振るう可能性があると考えている学生が、一定数いることを明らかにした（大石ほか 2014）。当然のことながら、体罰は法律で禁止されており、その点において行使するべきではない手

段である。しかしながら現実には、体罰容認的な態度が一部のスポーツ経験者の間で共有されているのである。勝利のためには手段を選ばず、とも説明される「勝利至上主義」に対する批判は、選ぶべきではない手段としての体罰や暴力に対する批判と重なり合う形で成立しているのだ。

「勝利至上主義」について主要な論点の二つ目は、スポーツの手段化に対する批判である。例えば那須野(2023)は、運動部活動の理念について再考するなかで、スポーツが教育の手段として位置づけられている現状が体罰やハラスメント等の発生を助長することを問題視し、スポーツを手段として何らかの目的に利用するのではなく、スポーツをすることそれ自体が目的となる活動としての運動部活動を構想した。那須野はその構想の中核に「純粋な競争」を置いているが、ここにおける「純粋」性は、岡部(2018)が論じる「勝利の追求」と重なり合うだろう。岡部は「勝利至上主義」に関する研究を整理したうえで、「アスリートをはじめとした実践主体が勝利を追求するということ自体は問題にはならず、むしろ問題となるのは、勝利に見いだされる外在的な価値を至上のものとすることであるだろう」と述べている(岡部 2018: 18)。岡部のいう「外在的な価値」とは、主として「金銭的な報酬や社会的な地位」を指しており、国際大会などの活発化に伴ってスポーツが社会現象化するなかで、スポーツにおける勝利に「外在的な価値」が見いだされるようになってきたと岡部は指摘している(同上: 19)。ここで、那須野と岡部の議論を読み合わせると次のようになるだろう。すなわち、運動部活動などのスポーツ実践において、スポーツが「外在的な価値」を獲得するための手段として用いられている傾向があり、このスポーツの手段化に起因して、体罰やハラスメント等の問題が助長されている現状がある。この現状を乗り越えるには、スポーツの勝利に見いだされる「外在的な価値」を至上とするのではなく、むしろ、スポーツそれ自体に備わっている価値と向き合い、「純粋な競争」を通じて「勝利を追求する」ような態度の醸成が必要である。このような論調が、「勝利至上主義」について第二の主要な論点にあたる、スポーツの手段化に対する批判である。

「勝利至上主義」について主要な論点の三つ目は、根性論に代表されるような、日本のスポーツ実践における精神主義との関係である。「苦しみに耐え抜

いて努力する精神力のことをさし、現在ではスポーツをはじめ日常的に使用されている言葉」(岡部ほか 2012: 129)だとされている根性は、1964年の「東京オリンピックを契機として競技者の養成や強化、その成果としての勝利のための精神的基調として用いられるようになった」と考えられている(同上: 137, 138)。また1964年の東京オリンピック以降に大衆化したスポーツ実践における根性論は、「勝利至上主義を正当化する規範や理念として効力を発揮し、しごきや暴力をともなった指導や受動的な忍従をもたらした」と考えられてもいる(岡部 2018: 25)。これらを踏まえて重要なのは、精神力のことを指しているとされる根性が、日本のスポーツ実践において極めて重要視されてきたという事実である。実際1964年の東京オリンピックの際には、「根性づくり」と呼ばれるものが、「競技者の養成および強化のために」行われてきた経緯があり(岡部 2012: 137)、精神力である根性を養成することが、勝利という結果につながると強く考えられていたのである。またこのような考えとともに大衆化した根性論は、「勝利至上主義」の問題とも同時に結びついてきたのであった。この点において、「勝利至上主義」の議論と、精神力の問題であるとされる根性論との密接な関係が指摘できるのである。

(2) 「勝利至上主義」と「制御可能性の身体」

ここまで「勝利至上主義」についての主要な論点を三つ整理してきた。ここで改めて、本稿の目的について言及しておこう。それはすなわち、この「勝利至上主義」に関する三つの論点が成立する基盤に、体育学・スポーツ哲学領域の議論や日本のスポーツ実践が広く共有しているある一つの身体観が、暗黙の前提として存在している、と主張することである。そしてその身体観とは、スポーツ実践者が自らの身体を自らの精神によって制御することが、換言すれば、スポーツ実践者は自身の身体を自ら意識的にコントロールすることが可能であるとする見方である。このように理解される身体を、本稿では「制御可能性の身体」と呼び、議論を進めていこう。

さて、以下ではこの「制御可能性の身体」を念頭に置きながら、「勝利至上主義」についての三つの主要な論点を改めて見返していく。まず三つ目の論点であった根性論は、まさしく精神力の問題であった。精神力としての根性は、「根性づくり」と呼ば

れる実践のなかで育まれてきた経緯があり、その実践方法には多様なものが認められる。例えば1964年の東京オリンピック前後では、スポーツ界に限らず「根性づくり」という語が新聞記事などのマスメディアで取り上げられるようになった（岡部ほか2012：134）。根性という語が流行語的に機能し、ある種の言語的スローガンになったことは、日本のスポーツ界における精神力養成を重視する実践とも不可分ではないだろう。また、根性養成の文脈で重視されていた、ハードトレーニングといわれる猛練習は、「根性づくり」の実践例の一つであるといえる（同上：136）。加えて、根性論が大衆化するなかで、しごきや体罰を伴った指導がもたらされたことも、「根性づくり」の実践例としては無視できないだろう（岡部2018：24, 25）。このように「根性づくり」と呼ばれる根性養成の実践には、「根性」という語のスローガン化や、厳しい負荷をかける練習方法、しごきや体罰を伴った指導といった多様な手段が含まれている。一方で、本稿にとって重要なのは、「根性づくり」の実践における手段の多様性ではなく、それらの手段全てが向けられている、ただ一つの目的である。そして、その一つの目的こそ、スポーツ実践者の精神力を養成することだ。本稿が重要な問題として取り上げるのは、「根性づくり」の実践を通して精神力を育むことが、身体運動としても見なされるスポーツのパフォーマンス向上につながると考える発想それ自体である。この発想にこそ、精神を身体に対して優位なものと思えず暗黙の了解が見て取れるのであり、換言すれば、スポーツ実践者の精神がその身体をコントロールできるものと見なす「制御可能性の身体」観が反映されているのである。

次に第二の論点であったスポーツの手段化批判について、「制御可能性の身体」を念頭に置いて見ていくが、スポーツの手段化は、身体を目的格化することと分かちがたく結びついている。例えば中野・坂本は、自身らの研究の主題について、「児童・生徒が身体を動かす経験や、自身の身体を通して感じる経験、すなわち、体育授業における彼らの身体的経験」と言い表している（中野・坂本2022：88）。本稿がここで注目したいのは、「身体を動かす経験」という一見するとごく普通の表現だ。しかし、そのごく普通の表現にこそ「制御可能性の身体」観が暗黙のうちに反映されているのではないだろうか。つまり、従来のスポーツや体育授業の実践は、自身の

身体を目的格化し、身体「を動かす」という身体観を育ててきた可能性がある。また滝沢（2006）が現代日本の身体観として、身体を「道具」として見なす傾向が主流だと論じていることも、この可能性を裏付けるだろう。身体が目的格化されて道具となる時、そこには「身体を動かす」主格が同時に存在するわけだが、その主格として想定されるのはアスリートや児童・生徒など、スポーツの実践者だと想定される。そしてこの「スポーツの実践者が、身体を動かす」という構成関係が、言い換えると身体を道具として捉える身体観が、本稿の主題である「制御可能性の身体」と重なり合うと同時に、スポーツの手段化批判という「勝利至上主義」に関する第二の主要な論点とも通じ合うのである。先に確認した通り、スポーツの手段化とは、スポーツにおける勝利に見いだされる「外在的な価値」を至上のものとすることであった。スポーツをすることで「外在的な価値」を獲得しようとする実践者は、自身の身体「を動かす」ことで、つまり自身の身体を手段化ないし道具化して用いるという仕方で、身体と関わるのである。言い換えれば、身体の運動と強く関わるスポーツを手段にすることができるのは、スポーツ実践者の精神が、その身体を道具にすることができるからだ、というのが本稿の主張である。スポーツの手段化と身体の目的格化ないし道具化という二つの事象は、その成立にあたって一つの身体観を前提として共有しており、それが「制御可能性の身体」観なのである。

最後に見ていくのは、「勝利至上主義」についての第一の論点であった、体罰批判の議論である。本稿では、二つの問いに沿って体罰批判の文脈における議論を整理したい。一つ目の問いは、体罰の倫理的な問題性を抜きにして考えた時に、体罰の目的は何かという問いである。ここまでの議論を踏まえれば、体罰（しごきや暴力を伴う指導）の目的は、「根性づくり」とも呼ばれる精神力養成にあるといえるため、一つ目の問いについては、前述の根性論に関わる議論を参照されたい。

ここで重要なのは、体罰批判の議論における二つ目の問いである。その二つ目の問いとは、多くの人が体罰の法的な禁止について知識的に認識しているにも関わらず、一部のスポーツ実践領域では依然として体罰が発生しており、体罰容認的な態度が共有されているのはなぜか、というものだ。この問いは

体育学・スポーツ哲学領域で活発に議論されてきたのだが、その中の重要な論者の一人に、坂本拓弥がいる。坂本は、体罰容認論に関する議論を整理するなかで、「体罰・暴力は法によって禁止されているという知識としての理解が、運動部活動という現実の世界においてはある意味で無力である可能性」(坂本 2015: 2) を念頭に置きつつ、「従来のように体罰の非教育性や反道徳性を訴えるだけでは、到底解決しえない問題」(坂本 2011: 69) として体罰容認論を解釈している。この前提に立ったうえで、坂本は「言語的には捉えきれない身体レベル」に着目し、「体罰指導者の体罰及びそれを可能とする身体性を、被体罰経験者が無意識のうちに獲得してしまっている」可能性を指摘した(同上: 69)。この坂本の議論を、本稿の企てに引き付けて読むと、次のようになるだろう。すなわち、坂本が批判しているのは、スポーツ実践者の精神に対して、体罰の禁止を言語的に訴えかけるといふ、体育学・スポーツ哲学の領域が従来採用してきたアプローチである²⁾。そしてこの従来のアプローチは、言語的な訴えかけに力点を置くというその点において、言語的に身体を捉えることが可能であるという発想を、換言すれば、スポーツ実践者は自らの精神によって言語的に自らの身体を制御することができると見なす「制御可能性の身体」観を、暗黙のうちに反映しているのだ。

本節を通して、「勝利至上主義」についての議論における三つの主要な論点(体罰批判、スポーツの手段化批判、根性論に代表される精神主義)を整理したうえで、三つの論点すべてが、スポーツ実践者が自らの身体を自らの精神によって制御できるとする見方、すなわち「制御可能性の身体」観と密接に結びついていることについて論じてきた。本節での議論を踏まえた際に見えてくるのは、「勝利至上主義」と「制御可能性の身体」との密接な関係であると同時に、「勝利至上主義」に起因する諸問題に対する「制御可能性の身体」観の共犯的な関係である。これまで多くの論者が「勝利至上主義」の問題を指摘してきたが、本節の冒頭で述べたように、「勝利至上主義」を取り巻く議論はいまだに曖昧さを残している。そこで本節では、「勝利至上主義」の問題が発生するにあたって、「制御可能性の身体」観が共犯的に機能している可能性を指摘した。次節では、「勝利至上主義」の問題を乗り越えるためには、問題の発生に共犯的に関わっている身体観を置き換

える必要があるという立場に立った上で、「制御可能性の身体」観に取って代わる身体観を提出することを試みる。その身体観とは、スポーツ実践者は自らの精神によって自らの身体を完全に制御することはできないという見方であり、その身体こそ、本稿が「制御不可能性の身体」と呼ぶものである。

第二節 新たなモデルとしての「制御不可能性の身体」

(1) 「制御不可能性の身体」に通ずる先行研究

身体とは何か。この問いは非常に広範な領域に関心を向けられてきたが、体育学やスポーツ哲学領域においても例外ではない。前節では「勝利至上主義」に関わる体育学やスポーツ哲学の議論が、「制御可能性の身体」観を暗黙の前提として共有していると指摘したが、本節で論じる「制御不可能性の身体」に通ずる議論を提示した論者がいることもまた確かである。そこでまずは、体育学・スポーツ哲学領域において身体を主題化した議論を展開している三人の論者の議論を整理することから始めたい。第一の論者は、前節においても言及した坂本拓弥である。坂本(2011)は、運動部活動において継続的に体罰が発生してしまう問題を「身体性という視座」から捉え直した。前提として、坂本の議論における「身体性」とは、「われわれの行為規範や思考様式の基盤となるもの」(坂本 2011: 64) であり、それは「われわれが通常行っている言語的思考では、捉えることが困難なもの」(同上: 64) である。ここで坂本が述べている「言語的思考」という語は、体罰問題の解決にあたって「指導者に意識改革や自覚を持つこと」(同上: 65) を求める従来の方法の性質を念頭に置いて用いられているが、坂本はこのような従来のアプローチについて、「体罰の非教育性や反道徳性を訴えるだけでは、到底解決できない」(同上: 69) と述べることで、その限界を指摘している。そして、この限界に対して坂本が提示するのが、「模倣」と「ハビトゥス」の概念をもって説明される「無意識の習慣」のモデルである。坂本は運動部活動において体罰が継続してしまう原因を、体罰容認的な運動部活動の「ハビトゥス」に無意識のうちに組み込まれてしまうことに求めている。この「無意識の習慣」は「模倣」

によって身につけられるとともに、「言語的思考」では理解しきれない「身体に書きこまれた知」として機能するのである。そして、本稿の議論に引き付けられれば、身体に関する言語的理解の不可能性という見方を持ち込んだ点において、坂本は「制御不可能性の身体」に通ずる議論を展開しているのだ。

第二の論者は、寺山由美である。寺山は、体育授業における「表現運動・ダンス」領域の学習を念頭に置きつつ議論を展開しているが、本稿の射程にとって特に重要なのは「不可視身体」についての議論である。寺山は「不可視身体」を「自覚できない」ものとして説明した上で、視覚的な自覚が可能な「可視身体」と対置し、「可視身体」と「不可視身体」が「同時に動くことで」、人の動きが成立すると論じている（寺山 2017：102）。また寺山は「意識的な表現」と「無意識の表現」についても言及しており、「動くことに集中していなくても人は動くことができるように、身体は自動的に表現し続けてしまう」とも述べている（寺山 2017：104）。つまり、人が動くにあたっては「可視身体」と「不可視身体」が「同時に動く」必要があるのだが、「自覚できない」ものである「不可視身体」は「自動的に表現し続けてしまう」という「無意識の表現」とも呼び得るものを引き起こすのである。体育学・スポーツ哲学の領域における寺山の功績は、まさしく「意のままにならない身体」（寺山 2020：58）と表現できる身体観を持ち込んだところにある。前節では「身体を動かす」という、体育学・スポーツ哲学領域で見られる何気ない言葉遣いに、身体を目的格化する暗黙のうちの発想が見て取れることを指摘したが、それに対して寺山が提起したのは「身体が動く」または「身体が動いてしまう」と表現できるような、身体が主格化する身体観である。そして寺山が提起するこのような身体観は、スポーツ実践者が自らの身体を自らの精神によって制御できるとする「制御可能性」の発想から離れるとともに、「制御不可能性の身体」へと通ずる議論を開くことになるだろう。

第三の論者は、石垣健二である。石垣（2012）は、身体性を主観性と対置される概念として置いたうえで、主観性同士のかかわりだけでなく、「身体的対話」の重要性について指摘した。石垣によると、対話を「身体的」なものにするのは、「身体的な感じ」と呼ばれるものであり、それは以下のように説明されている。

「身体的な感じ」とは、ある身体運動にもなって運動主体が経験する「感じ」のゲシュタルトであり、それは自らが身体運動を実践することによって、あるいは他者の身体運動に接することによって生じるさまざまな感じをある身体運動の感じとして分節し同定したものである。よって、そのゲシュタルトは、自らの身体の感じと他者の身体の感じ、および私と他者にとっての外界の事物に対する感じのゲシュタルトである。ここで注意しなければならないことは、その感じとは自らが動くことによって生じる「自らの身体の感じ」がすべてではない、ということである。そこには、他者の身体運動と接することによって生じる「他者の身体の感じ」、すなわち他者がどのように動いているのか、さらには私や他者の身体運動に伴って生じる「外界の事物の感じ」、すなわちそれがどのように見えるのかなどが含まれているのである。（石垣 2012：120）

石垣の議論において重要なのは、「自らの身体」から感じ取られるのが「自らの身体の感じ」だけではなく、「他者の身体の感じ」や「外界の事物の感じ」をも含み込む一つのまとまり、すなわち「ゲシュタルト」として捉えたところである。この理解に基づいたとき、身体にかかる「自らの」という所有格は、その意味において大きな揺らぎを被ることになるだろう。なぜなら「身体的な感じ」というゲシュタルトは、もはや「自らの」という所有格で括ることが到底できない程の多様な「感じ」を、われわれの身体に生起させてくるからだ。そして、このように整理される石垣の議論もまた、「自らの」という所有格を伴った身体に関する意識的な理解を不可能にするという点において、本稿が論じる「制御不可能性の身体」に通じているのである。

（2）坂本・寺山・石垣とスピノザ

前項で見てきたように、坂本、寺山、石垣は三者三様の仕方で「制御不可能性の身体」に通ずる議論を展開している。しかし、三者それぞれの議論に共通して「制御不可能性の身体」に関わるニュアンスが通底しているにもかかわらず、三者間での互いの議論に対する言及や三者を結びつけた議論は、ほとんど見られない。そこで本稿は、この三者三様の

論じられ方が、「勝利至上主義」の問題に共犯的に関わっている「制御可能性の身体」観を見直す契機を妨げているとする立場を取る。つまり、この三者三様の論じられ方を本稿は問題視するのだが、この問題に対して以降の議論では、三者の議論を一つの共通の軸を据えることによって接近させ整理し直すことを試みる。

坂本、寺山、石垣の議論を接近させる共通の軸とは、本論文の冒頭で触れたドゥルーズのスピノザ論における身体観である。ドゥルーズのスピノザ論において重要なのは、心身の、言い換えれば精神と身体との間の関係である。スピノザは「心身並行論」と呼ばれる重要なテーゼを提唱したが、これについてドゥルーズが整理するところによれば、このテーゼは「心身両系列のあいだには一方の他に対するいかなる優越も存在しない」と同時に、「身体は私たちがそれについてもつ認識を超えており、同時に思惟もまた私たちがそれについてもつ意識を超えている」ということをも意味していた（Deleuze 1981=2002：29=34）。そしてドゥルーズによるこの整理は、とりわけ坂本と寺山の議論と重なり合う部分を有している。坂本は身体の問題を「言語的思考」によって理解しようとする、および体罰の解決を「言語的」に訴えるという手段に求めることの困難について指摘したが、ここでいう「言語的」をドゥルーズのスピノザ論における心あるいは精神のはたらきと重ねて読むとき、坂本の議論は心身におけるいずれか一方の優越は認められないという発想と通じる部分を持っている。また寺山は「自覚できない」ものとして「不可視身体」を提示したのであったが、この発想は、身体が私たちがそれについてもつ認識を超えているとするドゥルーズのスピノザ論と通じ合う。つまり、坂本、寺山の議論は、ドゥルーズによる「心身並行論」の説明と照らし合わせたときに、スピノザの思想との共通性を指摘できるのだ。

次に、ドゥルーズのスピノザ論と石垣の議論との関係について論じるが、そこで重要なのはドゥルーズの「出会い」についての説明である。ドゥルーズのスピノザ論において、「出会い」は以下のように説明される。

ある体〔身体または物体〕がこの私たちの身体と出会いそれとひとつに組み合わせるとき、ある観念がこの私たちの心と出会いそれとひとつ

に組み合わせるとき、私たちは喜びをおぼえ、また反対にそうした体や観念によってこの私たち自身の結構が脅かされるとき、悲しみをおぼえる。私たちは、みずからの身体に「起こること」、みずからの心に「起こること」しか、いいかえれば他のなんらかの体がこの私たちの身体の上に、なんらかの観念がこの私たちの観念〔私たちの心〕のうえに引き起こす結果しか、手にすることができないような境遇に置かれているのだ。（Deleuze 1981=2002：30=36）

つまりドゥルーズによれば、私たちの身体が他者の身体や外界の事物と出会う時、その際の両者の構成関係のありようによって、私たちには「喜び」あるいは「悲しみ」が喚起される。そしてここで重要なのは、私たちがみずからの身体に「起こること」、言い換えれば「出会い」の結果として生じる構成関係のありようだけしか、「手にすることができない」という部分である。この説明に現れているのは「内在に徹する」（Deleuze 1981=2002：43=54）とも表現されるスピノザの思想の特徴だろう。つまり、私たちの身体が、他者の身体や外界の事物のような外在的な体と出会うときでさえ、私たちが「手にすることができ」るのは、外在的な体そのものではなく、外在的な体との出会いによって、私たちの身体に内在的に「起こること」のみなのである。そして、私たちの身体に内在的に「起こること」というこの発想は、石垣がさまざまな「感じ」の「ゲシュタルト」として述べる部分と重なっている。石垣の議論においては、他者の身体や外界の事物の「感じ」が「ゲシュタルト」的に自らの身体に生じてくるのであるが、これをドゥルーズのスピノザ論とつなげて読むと、次のようにいえるだろう。すなわち、石垣のいう「自らの身体」が外在的な体としての他者の身体や外界の事物と「出会う」ことを通じて、それらの「感じ」が「自らの身体」に「ゲシュタルト」として生起するのであるが、その「ゲシュタルト」から「手にすることができ」るのは、「自らの身体」に内在的に「起こること」のみなのである。別の言い方をすれば、私たちの身体に生起するのは、他者の身体や外界の事物といった外在的で個別具体的な対象の感覚ではなく、むしろ私たちの身体と他者の身体および外界の事物とが、内在的に地続きであるかのような、個別具体的な要素に還元できないまとまり

の感覚なのである。

ここまで、坂本、寺山、石垣の三者の議論をドゥルーズのスピノザ論と重ねて読んできたが、本稿のねらいは三者の議論をスピノザの思想との接続という共通の軸をもって整理したうえで、「制御不可能性の身体」について説明することにある。その説明にあたって重要な点は二つある。一つ目は身体が有する「理解不可能性」だ。この「理解不可能性」とは、坂本が論じる「言語的思考」による身体理解の困難、寺山が論じる「意のままにならない身体」、そしてドゥルーズの「心身並行論」についての説明を前提とするものであり、私たちの身体には、私たちの精神のはたらきによる理解を超え出る豊かさがあることを意味している。二つ目の重要な点は、身体の性質としての「要素還元不可能性」である。この「要素還元不可能性」は、石垣の「身体的な感じ」についての議論とドゥルーズのスピノザ論における「出会い」および内在性を前提にしており、外在的なはずの他者や事物が、私たちの身体と内在的に作用しあう関係を結んでいるとともに、複数の関係が絡む複雑なゲシュタルト、すなわち個別具体的な対象に還元し得ない一つのまとまりとして私たちに生起してくることを意味している。そしてこの「理解不可能性」と「要素還元不可能性」は、「制御不可能性の身体」を以下のように説明する。すなわち、私たちの意識的な理解を不可能にするほどの豊かさを身体は有しているが、その豊かさの源は「要素還元不可能性」に求められる。「要素還元不可能性」があるからこそ、身体は「理解不可能性」を私たちに対して発揮するのであり、この二つの性質が、スポーツ実践者自身の精神による自身の身体の完全なコントロールを不可能と見なす「制御不可能性の身体」を説明するのだ。

(3) 「制御不可能性」から「勝利至上主義」の問題への示唆

前節で論じてきたのは、「勝利至上主義」の問題が生じるにあたって、体育学・スポーツ哲学領域で暗黙に共有されている「制御可能性の身体」観が、共犯的に機能しているということであった。それを踏まえ本節では「制御可能性の身体」に取って代わるべきものとして「制御不可能性の身体」を措定することを試みてきたが、「制御不可能性の身体」が「理解不可能性」と「要素還元不可能性」という二

つの性質で説明づけられた今、改めて今度は「制御不可能性の身体」に基づきながら「勝利至上主義」の問題を捉え直してみたい。

まず、スポーツ実践者の精神にその身体に対する優位性を認めない身体観が成立するとき、根性論に代表される精神主義の傾向は見直されることになるだろう。また、「制御不可能性の身体」観はスポーツの手段化と呼ばれる状況にも変化を及ぼし得る。なぜならば、スポーツ実践者が自らの精神によって自らの身体を制御することができない以上、あるいは身体の感覚が「要素還元不可能性」のもとで成立する以上、自らの身体を「自らの」という所有格付きで道具化することも不可能になり、結果として身体の運動と深く関わるスポーツを手段化するという関係性の成立もまた困難になるからである。そしてスポーツ実践者の身体が制御不可能なものになると、「勝利至上主義」に起因するとされる体罰・暴力問題の解決策もまた再考される必要がある。「制御不可能性の身体」観が、スポーツ実践者の精神に対して言語的に呼びかける、体罰禁止に向けた従来のアプローチの限界を裏付けるとともに、「制御可能性の身体」観から離れた新たなアプローチを模索する方向へと議論を開くことになるだろう。つまり「制御不可能性の身体」観が成立するとき、「勝利至上主義」に関する諸問題に共犯的に関与していた「制御可能性の身体」観が変化することによって、「勝利至上主義」の議論について、新たな筋道が開かれてくるのである。

以上を踏まえると、「制御不可能性の身体」が「制御可能性の身体」に取って代わることは、「勝利至上主義」に起因する諸問題を乗り越えるという文脈においては、一定の意義があることだといえるだろう³⁾。では、体育学・スポーツ哲学の領域で、あるいは運動部活動をはじめとしたスポーツ実践の領域で広く共有されていると思われる「制御可能性の身体」観を、「制御不可能性の身体」観を育むことを通じて置き換えていく方策としては、どのようなことが考えられるだろうか。この問いについて十分に論述する紙幅は残されていないのだが、ここでは最後に、今後の議論の方針の一つとして、とりわけサッカーのトレーニング理論として注目されている戦術的ピリオダイゼーション（以下「PT」と略記）およびエコロジカル・トレーニング（以下「ET」と略記）について言及したい。PTは「スピノザの

心身並行論を思想的基盤として、」(北川ほか 2022: 13) 成立した理論であり、「サッカーが身体・心・テクニック・戦術の要素から構成されるといったように、サッカーを要素還元論的に捉えるのではなく、要素に分けることができない全体として捉える」という特徴を持っている。またPTよりも後発的に現れたETは、PTと同様に「サッカーを要素に分けて捉えることはせず、サッカー選手はその個体が棲む環境と切り離すことができないものである、との理論的立場」を有している(同上: 2)。近年注目を集めているPTとETについては、思想的基盤についての研究が目下進行しているが⁴⁾、それらに立脚した具体的なトレーニング方法については更なる研究の余地が大きく残されている現状がある。

理論的な内容として、PTとETに共通しているのは、「サッカーを要素還元論的に捉えるのではなく、要素に分けることができない全体として捉える」点である(同上: 2)。このスピノザの思想を基盤にもつ発想は、本稿がスピノザの思想と石垣の議論の共通点として論じたところである「要素還元不可能性」の考え方と重なり合っている。つまり言い換えれば、PTやETは、サッカーというゲーム自体を「要素還元不可能性」のもとで捉えたとともに、サッカーをする実践者に環境と切り離せない「要素還元不可能性」を認めるという仕方で、本稿が論じてきた「制御不可能性の身体」観を部分的に反映したトレーニング理論として存在しているのである。そして、本稿が「制御不可能性の身体」観を育むための方策としてPTやETに期待を寄せる理由はここにある。すなわち、トレーニング理論を実践する者は、同時にその理論が立脚している身体観を学んでいる可能性があり、したがって「制御不可能性の身体」観を読み込んだトレーニング理論は、「制御不可能性の身体」観を育むうえでも効果を発揮する可能性がある、ということである。この可能性を検討する際には、本節でも取り上げてきた坂本の議論との関係が重要だろう。坂本は体罰容認的な態度が無意識のうちに「ハビトゥス」に組み込まれることを論じたが、この指摘を本稿の議論に引き付ければ、従来のスポーツ実践者は「制御可能性の身体」観を無意識のうちに自身の「ハビトゥス」に組み込んでいた可能性がある。そして、従来のスポーツ実践者が無意識のうちに立脚している「制御可能性の身体」観を、「制御不可能性の身体」観に置き換え

ていくための方策として、PTやETのような「要素還元不可能性」を背景に持つ実践方法に、期待を寄せようとするのが、本稿の立場である。この期待の妥当性については、より具体的なトレーニング方法を踏まえながら実証的に研究を進める必要があると思われるため、本稿では今後の課題とするに留めることになる。一方で、トレーニング理論に読み込まれている身体観と、スポーツ実践者が無意識に立脚してしまう身体観との関係を考える本稿の発想は、今後の体育学・スポーツ哲学領域における議論の進展にとっても、有意義なものであるだろう。

おわりに

最後に改めて、本稿の主張をここまでの議論を追いつつ振り返る。本稿の主張とはすなわち、スポーツにおける「勝利至上主義」の問題は、スポーツ実践者が自らの精神によって自らの身体をコントロールできるものと見なす「制御可能性の身体」観と共犯関係を結びながら発生しており、その問題を克服するには、「制御不可能性の身体」観という新たな身体観を育てていく必要がある、というものであった。この主張を論証するべく、第一節では「勝利至上主義」と「制御可能性の身体」との共犯関係について論じた。「勝利至上主義」に関する先行研究では、それが体罰や暴力の問題、スポーツの手段化という問題、根性論に代表される精神主義と結びついていることが指摘されているが、この三つの論点のいずれにおいても、その論点が成立する前提において、「制御可能性の身体」観が深く関わっている、というのが本稿の見立てである。続く第二節では、「制御可能性の身体」に取って代わることが期待される「制御不可能性の身体」について論じた。先行研究においては坂本、寺山、石垣という三人の論者が「制御不可能性の身体」に通ずる議論を展開していたが、三者三様の仕方で論じられてきた三者の議論は、実はドゥルーズのスピノザ論における身体観との類似性という点において、共通していたのであった。また三人の論者とスピノザの思想を踏まえたとき、「制御不可能性の身体」は「理解不可能性」と「要素還元不可能性」という二つの性質をもって説明できるものであるとともに、この「制御不可能性の身体」観は「勝利至上主義」に起因する諸問題を、乗り越えることに通ずる可能性を有して

いるのであった。紙幅の都合から、論述としては更なる詳述化の余地を残してはいるものの、「勝利至上主義」に起因する諸問題を、体育学・スポーツ哲学領域やスポーツ実践の現場で共有されている身体観との共犯関係において捉える本稿の視角、およびスピノザの思想と体育学・スポーツ哲学領域の先行研究から整理された「制御不可能性の身体」というモデルは、今後の議論の進展にとって意義深いものであると思われる。

註

- 1) ドゥルーズのスピノザ論においては、身体とは何かという問いに限らず、精神とは何かという問いもあわせて重要である。一方で、本稿では身体の問題を中心に扱うため、精神とは何かの問いについては留保しつつ議論を進めている。さしあたって、本稿では「意識的」「言語的」「意のままに」と表現されるものを、精神のはたらしとして扱っていることについて、留意しつつ読み進めて頂きたい。
- 2) 坂本(2011)が、体罰禁止に関する従来の言語的アプローチを批判していることを踏まえれば、坂本自身は「制御可能性の身体」観に立脚しているのではなく、むしろ「制御可能性の身体」観の限界を浮き彫りにした論者であるといえる。このことについては、第二節で改めて取り扱う。
- 3) 本論文の冒頭でも述べたが、本稿は先行研究が明らかにしてきた「勝利至上主義」に起因する諸問題を、乗り越えるべきとする立場を取った上で議論していることに留意されたい。つまり、本稿は「制御不可能性の身体」が「制御可能性の身体」に対して絶対に優位であると論じるのではなく、「勝利至上主義」の諸問題を乗り越えるという目的において、「制御不可能性の身体」には一定の重要性があることを主張する。
- 4) 例えば、ETの方法論的原則については、先行研究において以下のように示されている。すなわち、ETにおいて重要視されるのは、選手の能力を要素還元的な「単なる能力(ability)」ではなく、環境との相互作用による行為可能性(capability)」として捉える発想であり、「選手—環境関係をプレーの変動性を生み出すための準安定状態」に選手を導くことであり、練習の制約に小さな変化を起こすことで、「パフォーマンス結果と運動反応における多くの変化を引き起こす」ことであると述べられている(北川ほか 2022: 7, 8)。

参考文献

- Deleuze Gilles (1981) *Spinoza: Philosophie pratique*. Les Editions de Minuit, Paris. (= ジル・ドゥルーズ著・鈴木雅大訳 (2002) 『スピノザ：実践の哲学』 平凡社)
- 石垣健二 (2012) 「「身体的な感じ」とは何か：対話を「身体的にするもの」についての考察」『体育・スポーツ哲学研究』 34巻 2号107-124頁
- 石垣健二 (2014) 「「身体的経験」および「身体的対話」の領域：「間身体性の教育」としての学校体育再考」『体育学研究』 59巻 2号483-495頁
- 大石千歳・阿江美恵子・若山章信・本村清人 (2014) 「スポーツ指導者の暴力についての調査その1：本学学生の体罰経験に関する実態調査報告」『女子体育研究所所報』 8号3-8頁
- 岡部祐介・友添秀則・春日芳美 (2012) 「1960年代における「根性」の変容に関する一考察：東京オリンピックが果たした役割に着目して」『体育学研究』 57巻 1号129-142頁
- 岡部祐介 (2018) 「スポーツにおける勝利追求の問題性に関する一考察：〈勝利至上主義〉の生成とその社会的意味に着目して」『自然・人間・社会』 65号15-37頁
- 大峰光博・友添秀則 (2014) 「野球部における指導者の勝利追求への責任に関する一考察」『体育・スポーツ哲学研究』 36巻 2号73-82頁
- 北川修平・倉本晃司・上泉康樹 (2022) 「エコロジカル・トレーニングに関する思想的研究：集団球技スポーツの新たなトレーニングコンセプトの確立に向けて」『身体運動文化研究』 27巻 1号1-15頁
- 坂本拓弥 (2011) 「運動部活動における身体性：体罰の継続性に着目して」『体育・スポーツ哲学研究』 33巻 2号63-73頁
- 坂本拓弥 (2015) 「体罰・暴力容認の一つの背景とその変容可能性」『体育学研究』 60巻Report号R3_1-R3_8 8頁
- 関朋昭 (2020) 「勝利至上主義に対する批判的反証：スポーツの定義と価値から」『北海学園大学経営論集』 17巻 3号117-129頁
- 滝沢文雄 (2006) 「日本における身体観の現状：現象学的観点からの分析」『体育・スポーツ哲学研究』 28巻 1号39-49頁
- 寺山由美 (2017) 「「表現運動・ダンス」領域における「身体表現」：「意図のある動き」の形成から捉え直す」『体育・スポーツ哲学研究』 39巻 2号95-108頁
- 寺山由美 (2020) 「体育の学習内容としての身体観：「表現

運動・ダンス」領域の学習を考えるために」『体育・スポーツ哲学研究』42巻2号49-63頁

中野大希・坂本拓弥（2022）「体育授業における身体的経験に関する議論の批判的検討：痛みの意味の探求に向けて」『体育・スポーツ哲学研究』44巻2号85-100頁

那須野親（2023）「「純粋な競争」の場としての運動部活動の理念：部員たちは何を享受し得るのか」『体育・スポーツ哲学研究』45巻1号1-14頁

樋口聡（2020）「「身体感性論」という新しい哲学プロジェクトと教育」『教育学研究』87巻3号391-399頁

安永太地・満下健太・上田大介・塩田真吾（2022）「トップアスリートを対象としたスポーツ・インテグリティ態度の実態と要因の分析」『日本教育工学会論文誌』46巻2号275-288頁

